

# 各務原市建築物の耐震改修の促進に関する法律の事務処理要綱

(平成16年12月27日決裁)

改正(平成18年9月26日決裁)

改正(平成21年5月11日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第8条から第12条までに規定する建築物の耐震改修の計画の認定（以下「認定」という。）等に関する手続について、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 法第8条の規定による計画の認定を申請しようとする者（以下「認定申請者」という。）は、計画の認定申請に先立って、当該計画に係る建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第2号に規定する木造建築物以外の木造建築物を除く。）の耐震改修の計画に関し、市長に事前に協議するものとする。

2 前項に規定する協議は、耐震改修計画事前協議書（様式第1号）及び次に掲げる図書により行うものとする。

(1) 省令第2条に規定する図書（構造計算書を除く。)

(2) 次に掲げる図書（省令第2条に規定されている場合を除く。)

ア 建築物の外観及び屋上又は屋根の写真

イ その他市長が必要と認める図書

3 市長は、協議の結果を耐震改修計画事前協議結果通知書（様式第2号）により、認定申請者に通知するものとする。

(評定)

第3条 建築基準法第6条第1項第2号及び第3号に規定する建築物の耐震改修の計画の認定を申請しようとする者は、認定申請を行う前に、当該計画について社団法人岐阜県建築士事務所協会が設置する耐震診断評定委員会又は市長が認めた専門機関による当該改修計画に対する評定を受けるものとする。

(認定申請)

第4条 法第8条第1項に規定する認定申請は、法、政令及び省令に定めのある書類

のほか、第2条第2項第2号アに規定する図書、同条第3項に規定する耐震改修計画事前協議結果通知書及び前条の規定により評価を受けた結果を記した図書を添付し、市長に提出するものとする。

2 認定申請者が建築基準法第18条の規定の適用を受ける者であるときは、前項の規定を準用するものとする。

3 市長は、認定に係る審査を行うため、必要と認める図書の提出を求めることができるものとする。

(建築主事の同意)

第5条 法第8条第4項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事の同意は、様式第3号により行うものとする。

(建築主事への通知)

第6条 法第8条第8項後段(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事への通知は、様式第4号により行うものとする。

(計画の変更に係る事前協議)

第7条 法第8条第3項の規定による計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が認定に係る計画を変更しようとする場合は、市長に事前に協議するものとする。

2 前項の規定による変更の事前協議は、耐震改修計画変更事前協議書(様式第5号)により行うものとする。

3 第3条の規定は、同条に規定する建築物について構造上の補強計画を変更する場合において準用する。

(計画の変更認定申請)

第8条 法第9条第1項の規定による計画の変更の認定の申請は、耐震改修計画変更認定申請書(様式第6号)によるものとし、当該申請に係る認定通知書の写し及び変更部分を示す図書を添付するものとする。

2 前項に規定する計画の認定変更申請書に添付する図書については、第4条の規定を準用する。ただし、同条第1項中第2条第2項第2号に係る図書及び変更に係る評価結果書のうち市長が添付を要しないと認めたものは、この限りでない。

(申請者への通知)

第9条 市長は、建築物の耐震改修の計画(計画の変更を含む。)を認定しないことに決定したときは、様式第7号により申請者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第10条 法第10条に規定する認定建築物の耐震改修の状況についての報告は、耐震改修状況報告書(様式第8号)により行うものとする。

(改善命令)

第11条 法第11条の規定による改善命令は、認定建築物改善命令書(様式第9号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第12条 法第12条の規定による計画の認定の取消しは、認定取消通知書(様式第10号)により行うものとする。

(取下げ届)

第13条 認定申請者が計画の認定を受ける前に当該認定の申請を取下げようとする場合は、認定申請取下げ届(様式第11号)により市長に届け出るものとする。

(取止め届)

第14条 認定事業者が認定を受けた建築物の耐震改修工事を取り止めるときは、耐震改修工事取止め届(様式第12号)に計画の認定通知書を添えて、市長に届け出るものとする。

(軽微な変更届)

第15条 認定事業者は、省令第5条の規定に定める軽微な変更が生じたときは、変更届(様式第13号)に変更後の工事工程表を添えて、市長に届け出るものとする。

2 認定事業者は、認定申請者、工事監理者、工事施工者その他市長が認める軽微な事項(前項に係る事項を除く。)を変更する場合は、記載事項変更届(様式第14号)により市長に届け出るものとする。ただし、認定事業者を変更しようとするときは、新旧の事業者が連名で行うものとする。

(完了の届出)

第16条 認定事業者は、認定に係る建築物の工事を完了したときは、工事完了届(様式第15号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る建築物が認定の内容に適合しているかどうかの検査を行い、適切と認められる場合は認定事業者に検査済証(様式第16号)を交付するものとし、適切でないと認める場合はその改善に必要な措置をとるよう求めるものとする。

(書類の提出部数)

第17条 この要綱の規定により市長に提出する図書は、省令に定めがあるものを除き、第8条に規定する変更認定申請にあつては正本1部及び副本1部、その他の書類にあつては正本1部とする。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各務原市建築物の耐震改修の促進に関する法律の事務処理要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱による改正後の各務原市建築物の耐震改修の促進に関する法律の事務処理要綱の規定にかかわらず、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。